

# 韓国の学芸員制度と博物館：日本との比較から

北野生涯教育振興会助成研究「地方における生涯教育で学芸員制度が果たしてきた機能と役割の検証」  
<https://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/kitano/kitano.html>

宇仁義和（東京農業大学）、オン・ゼウオン（元大韓民国歴史博物館）

**要旨** 韓国では、博物館は国公立とともに文化体育観光部が所轄する博物館美術館振興法（略称：博物館美術館法）がカバーし、他省庁の設置館を含め同法による登録対象である。登録博物館は監督者である国や自治体への年次報告が義務化され、その結果、登録館の一覧表や基礎データがネット公開されるなど情報共有が進んでいる。韓国では博物館の専門職員に学部卒者が就くことはめずらしく、採用には修士博士の専門性が求められ、学芸士資格の有無は重視されない。むしろ学芸士資格は勤務実績を審査した結果与えられる称号といえ、私立館の質向上に貢献する一方、国公立館では無資格で勤務する学芸士も多い。韓国の博物館は、国の関与が強く、都市部に集中、韓国史と美術史が主体、自然史博物館が少ない。

なお、科学館や動物園水族館、植物園はそれぞれ別の法律の対象である。同業者意識の範囲も日本に比べて狭い。

## 広くて狭い登録対象

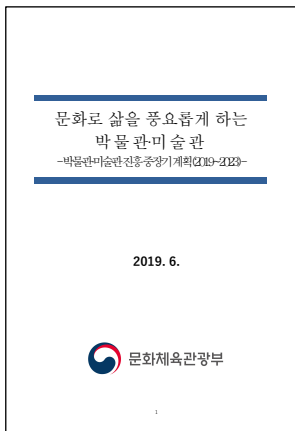
博物館美術館法の対象は国公立の認定文化施設で、文化体育観光部以外の省庁が設立した国立館も含む。登録対象もおなじ。別に個別法が置かれた動物園水族館、植物園、科学館は対象外である。

登録の条件は、学芸士、資料、設備の3つで。ここで小規模私立館では学芸士有資格者が必要とされる。他方、国公立館では内容が十分と見なされ現状では資格不問となっている。

他省庁が設置した登録博物館には、国立海洋文化財研究所海洋遺物展示館（海洋水産部）、国立気象博物館（環境部気象庁）、国立山岳博物館（農林畜産食品部山林庁）、陸軍博物館（国防部）、国立小鹿島病院ハンセン病博物館（保健福祉部）、国立関税博物館（企画財務部国税庁）など多岐にわたる。



和訳版



韓国の博物館の現状を記した「博物館振興中長期計画 2019-2023」



大韓民国歴史博物館



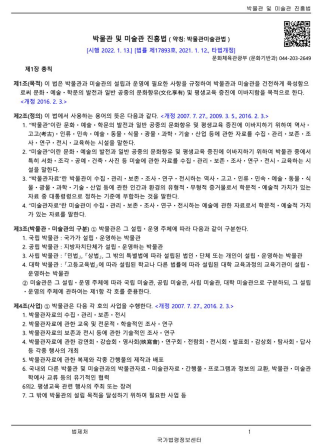
上：国立釜山科学館、下：ソウル生活史博物館

**背景** 韓国の博物館制度については報告書や書籍で紹介されているものの、部分的な概説にとどまっている。博物館美術館法にしても全文を和訳したものは見られない。韓国の博物館法は改正が頻繁におこなわれており、印刷媒体では最新版に追いつくことができない。加えて、従来の情報は博物館協会への照会や権威者による概説が主体で、学芸士や博物館現場の状況を知るには不足があった。本発表は、公開情報と学芸士からの聞き取り（大韓民国歴史博物館、長生浦鯨博物館）、著者の知見により韓国の博物館と学芸員の制度と実際を紹介するものである。

## 使われない学芸士資格

学芸士の資格は正1-3級と準の4段階があり、学芸士有資格者には国の登録番号が与えられる。試験を課すのは準学芸士のみで、正学芸士は国立中央博物館が定める認定機関での経歴の審査で合否判定される。しかし学芸士資格は国公立館では学芸研究官や学芸研究士といった研究職の必須条件ではない。1-2級学芸士の資格でも、その在籍が博物館の質保証とは思われておらず、大学教員や私立博物館の学芸室長への転職でも有利にならない。準学芸士資格に至っては国公立館の採用試験では役に立たない。結局、韓国の学芸士資格は小規模私立博物館の質保証のためといえる。

## 博物館関連法と専門職員



韓国の博物館関連法の特徴は、1) 博物館と美術館を区分、2) 国の関与が強い、3) 改正が頻繁、4) 科学館、動物園水族館、植物園は各個別法、などとなる。博物館美術館法の2022年の改正では9条の3（博物館または美術館の障害者便宜性保障等）を追加するなど、時代に合った改正が早い印象を受ける。2条の定義では、博物館の収集資料に動物や植物、科学や技術を含むが、韓国に自然史博物館は少ない。条文に具体名を記された国立博物館はすべて人文系である。

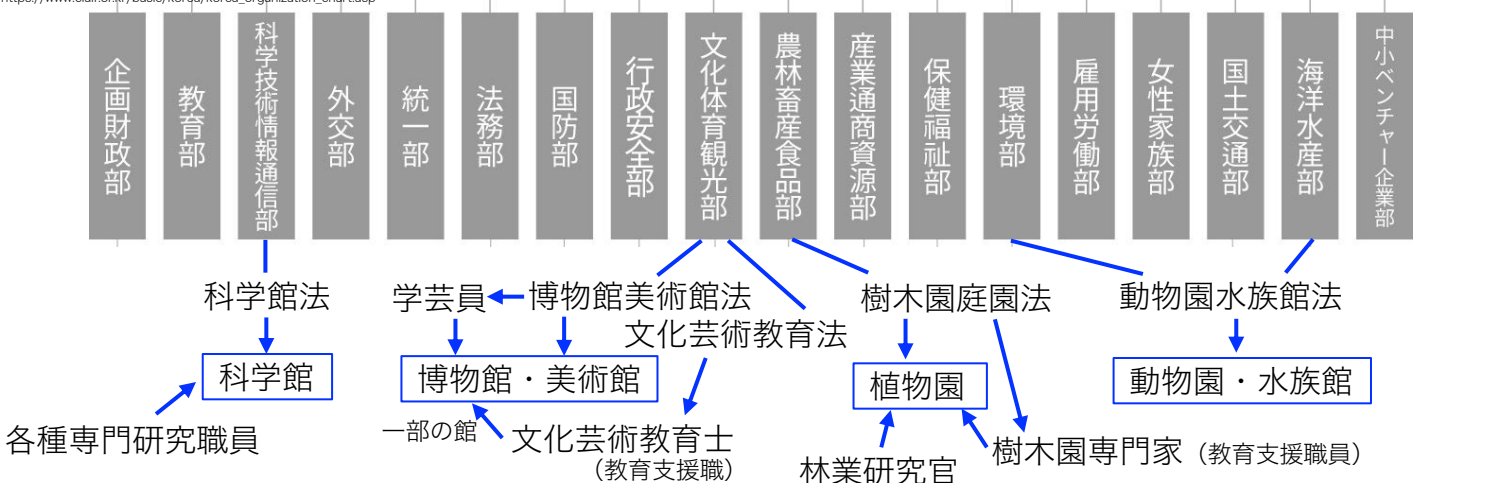
文化芸術教育法は教育支援職として文化芸術教育士を定め、施行令により一部の博物館美術館への配置を明記。



西大門自然史博物館

ミュージアムと所轄官庁（部）法、専門職員

省庁の図は日本自治体国際化協会ソウル事務所より  
[https://www.clair.or.kr/basic/Korea/Korea\\_organization\\_chart.asp](https://www.clair.or.kr/basic/Korea/Korea_organization_chart.asp)



## 博物館制度の日韓比較

	日本	韓国
名称独占	半世紀は国会での議論なし	条文から削除、2019年にも国会で議論
登録根拠	博物館法	博物館美術館法
登録範囲	ミュージアム全体	認定文化施設
登録審査	文化庁、都道府県教委	文化体育観光部、大規模自治体
専門職員	研究員、学芸員	学芸研究官、学芸研究士
教育支援職	法に定めなし	文化芸術教育士（一部に必置）
業界意識	動物園水族館植物園含む	生体展示施設は別で商業施設
課題	存続と予算人員の確保	韓国史美術史からの分野の多様化

## 学芸員制度の日韓比較

	日本	韓国
根拠法	博物館法	博物館美術館法
資格制度	国家資格1種	国家資格4階級
適用範囲	登録博物館	認定文化施設
採用	科学館生体展示施設含む	科学館生体展示施設は対象外
上級資格	学部卒以上	実質修士以上
業務	なし	経歴認定対象機関の実務経験で申請
課題	資料に関する専門分野 有資格者の質保証	法に定めなし 制度の実質化



長生浦鯨博物館

[https://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/kitano/kmg\\_list.xlsx](https://nodaiweb.university.jp/muse/unisan/kitano/kmg_list.xlsx)

## 博物館基礎情報のネット公開

博物館は登録管理者への年次報告が義務となる。報告書の作成は補助金に必要と理解され、職員は負担とは考えない。報告は年度内にネット公開される。

年報	所在地	館名	種別	種別区分	博物館の住所	お問い合わせ	開館年月日	登録年月日	登録番号	1. 基本情報				2. オンラインサービスの現状				3. 施設状況										4. 人材状況(国立・公立・私立)												
										オンラインアドレス	ホームページ	予約サービス	貸出サービス	貸出数(冊)	貸出回数(回)	(A)貸出冊数(冊)	(B)貸出回数(回)	展示室数	展示室面積(㎡)	展示品数	展示品種類	展示品数(冊)	展示品種類	展示品数(冊)	展示品種類	展示品数(冊)	展示品種類	展示品数(冊)	展示品種類	展示品数(冊)	展示品種類	展示品数(冊)	展示品種類							
2023	ソウル	国立中央博物館	国立	1級	ソウル特別市東山区テグロ137	02-2077-9000	1948.12.03	0	2012.12.05	2012.12.05	2012.12.05	2012.12.05	www.museum.go.kr	X	X	X	X	295,551	138,156	21,076	18,450	48回/年	2,626	17,124	中央	3,556	1,552	155,795	20,242	639	2,780	862	85	91	34	12	77	121	276	268
2	ソウル	国立中央博物館	国立	1級	ソウル特別市東山区テグロ137	02-2077-9000	1948.12.03	0	2012.12.05	2012.12.05	2012.12.05	2012.12.05	www.museum.go.kr	X	X	X	X	295,551	138,156	21,076	18,450	48回/年	2,626	17,124	中央	3,556	1,552	155,795	20,242	639	2,780	862	85	91	34	12	77	121	276	268
3	ソウル	国立中央博物館	国立	1級	ソウル特別市東山区テグロ137	02-2077-9000	1948.12.03	0	2012.12.05	2012.12.05	2012.12.05	2012.12.05	www.museum.go.kr	X	X	X	X	295,551	138,156	21,076	18,450	48回/年	2,626	17,124	中央	3,556	1,552	155,795	20,242	639	2,780	862	85	91	34	12	77	121	276	268